

# 見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成することができないため。		
工事番号	西北五環第 1 号	発注担当課	西部クリーンセンター
工事名	西部クリーンセンターごみ処理施設補修工事		
工事場所	つがる市稲垣町繁田白簾 地内		
工事期限	令和 5年 3月20日	工事の種類	清掃施設
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ごみ計量器表示部改造</li> <li>(2) ごみクレーン・灰クレーン年次点検・整備</li> <li>(3) ごみ投入ホップフタ整備</li> <li>(4) バグフィルタ点検整備</li> <li>(5) 空予ダストバイパスコンベヤ(1)(2)整備</li> <li>(6) 空予ダストバイパスコンベヤ排出シュート整備</li> <li>(7) 粗大ごみ破砕機定期整備</li> </ul>		
予定価格(税抜き)※	58,910,000円	最低制限価格の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有
見積依頼業者 (契約の相手方)	見積書記載金額 (円)	摘 要※	
荏原環境プラント(株)営業本部	58,800,000	決定	
備考			
<p>見積額(契約額)は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)である。</p>			